

第2ポイント

喫煙室の空気を直接屋外に排出する方式

喫煙室等に設置する「有効な喫煙対策機器」として旧ガイドラインでは、たばこの煙を吸引して屋外に排出する方式又はたばこの煙を除去して屋内に排気する方式(空気清浄装置)のいずれかの方式によることとされていましたが、新ガイドラインでは、たばこの煙を直接屋外に排出する方式を推奨しています。

改修前



●空気清浄装置により分煙対策を実施していたところ、タバコの煙や臭いがフロアに漏れていた。

改修後

排気口



外気排出専用ダクト



●天井には排気口、天井裏に送風機を設置し、外気排出専用のダクトに直結することにより排気口から吸引したたばこの煙を屋外に排出するようにした。

換気扉により屋外に排気している喫煙室



●オフィスの窓の一部を切り取りアルミ枠を付け、換気扇を設置した。



●換気扇の設置位置は、部屋のレイアウトや窓の位置により工夫した。

第3ポイント

喫煙室へ向かう気流として0.2m/秒以上の確保



新ガイドラインでは、喫煙室から非喫煙場所へのたばこの煙やにおいの流入を防止するため、その境界において、喫煙室に向かう風速を0.2m/秒以上とする措置を講ずることを追加しています。

●喫煙室の出入口には空気取り入れ用のガラリのあるドアを設け、喫煙室内に屋外排出方式の喫煙対策を講ずることにより、喫煙室に向かう風速を0.2m/秒確保している。

職場における分煙効果判定のための記録用紙(喫煙コーナーの例)

- 測定実施者 庶務課 霞ヶ関太郎
- 測定の目的(○印)
 - 喫煙対策前の測定
 - 喫煙対策実施後に効果を把握するための測定
 - 喫煙対策の効果を維持管理するための測定
- 測定の実施日等

実施日	喫煙状況	測定点の高さ	
平成15年5月9日	・昼休みに喫煙が集中している。	浮遊粉じん	120cm
測定場所	・1日の全喫煙本数は、約35本である。	CO	120cm
		風速	上 186cm
5F喫煙コーナー		中	100cm
		下	10cm

8.分煙効果の評価項目

測定場所	測定項目	1回目	2回目	3回目
		9:00 ~ 10:00	13:00 ~ 14:00	16:00 ~ 17:00
喫煙室等と非喫煙室場所との境界	・平均浮遊粉じん濃度	0.01mg/m ³	0.01mg/m ³	0.01mg/m ³
	・CO濃度	1ppm	1ppm	1ppm
	・非喫煙場所から喫煙室等へ向かう気流の風速	上:0.3m/s 中:0.2m/s 下:0.3m/s	上:0.3m/s 中:0.2m/s 下:0.3m/s	上:0.3m/s 中:0.2m/s 下:0.3m/s
	・視覚・嗅覚によるたばこの煙の洩れ	有・無	有・無	有・無
喫煙室等	・平均浮遊粉じん濃度	0.14mg/m ³	0.15mg/m ³	0.14mg/m ³
	・CO濃度	1ppm	2ppm	1ppm
非喫煙場所	・平均浮遊粉じん濃度	0.01mg/m ³	0.01mg/m ³	0.01mg/m ³
	・CO濃度	1ppm	1ppm	1ppm

屋外の喫煙コーナー



●喫煙場所の表示板、防火用バケツを設置した屋外の喫煙コーナー

その他のポイント

喫煙対策を実効あるものとするために、新ガイドラインでは喫煙行動基準に関する具体的な基準を明示しています。

喫煙室利用の基本ルール(例)

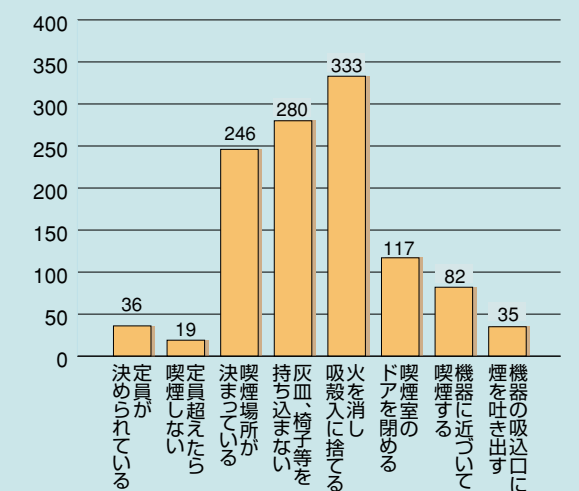
喫煙室ご利用の際は次の基本ルールを遵守して下さい。

- 喫煙室のドアを閉めましょう
- 換気扉の稼働状況を確認しましょう
- 定員を守りましょう
- 灰皿、椅子等は持ち込まないようにしましょう
- 喫煙対策機器に近づき、機器の吸込口に煙を吐き出しましょう
- たばこを吸い終わったら、火が消えていることを確認して吸殻入れに捨てましょう



●喫煙室のドアに定員、喫煙位置を表示している。

喫煙行動基準の内容



●平成14年度「職場における分煙対策等推進検討委員会」報告書より(アンケート回収数:908事業場)